

令和3年1月6日

「福島市地域情報化イノベーション計画」ほか2計画 ～パブリック・コメント実施～

施策等に関する下記計画について素案が取りまとまりましたので、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

記

1 パブリック・コメント対象案件

No.	計画・プラン名	担当課
1	福島市地域情報化イノベーション計画	情報政策課
2	福島市共創のまちづくり推進指針	地域協働課
3	福島市住宅マスタープラン	住宅政策課

※各計画の内容については「パブリック・コメント概要書」のとおり

2 意見の提出期間

令和3年1月6日（水）から令和3年2月8日（月）

3 素案の閲覧方法

①市ホームページ

②閲覧場所：各担当課、政策調整課、市民情報室、各支所・茂庭・大波出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

4 意見の提出方法

①市ホームページから専用フォームで

②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送又はファクスで

5 意見を提出できる方

①本市に住所を有する方

②本市に事務所又は事業所を有する方

③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方

④本市に存する学校に在学する方

⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6 その他


いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：政策調整課 総合計画係
課長 後藤 課長補佐 目黒
電話 024-525-3788（直通）

福島市地域情報化イノベーション計画 ～デジタル技術によるよりよい市民生活を目指して～

政策調整部

情報政策課


目指す姿	I C Tの活用により、市民生活と地域社会・経済をあらゆる面でより良い方向へと変革・革新し、市民一人ひとりが便利さと豊かさを実感できる社会
計画の期間	令和3年度 ～ 令和7年度（5年間）
 ポイント	<p>【3つの基本的方向と7つの重点施策】</p> <p>① I C Tを活用した市民サービスの向上</p> <p>行政手続きのオンライン化やマイナンバーカードの普及・利活用を図り、市民が便利さを実感できる環境を実現します。</p> <p>(1) 行政手続きのオンライン化・窓口サービスの拡充 (2) マイナンバーカードの普及・サービスの拡充</p> <p>② I C Tを活用した市民生活を豊かにするまちづくりの推進</p> <p>市民との情報共有や、双方向のコミュニケーションが円滑に行われる環境を整備し、コロナ禍への対応や地域の経済活動などに、I C Tが積極的に活用されるよう地域社会のデジタル化を推進します。</p> <p>(1) 市民ニーズに応える情報発信 (2) データ利活用環境の充実と共創のまちづくり (3) 地域社会のデジタル化の推進</p> <p>③ I C Tを活用した行政事務の高度化・効率化</p> <p>持続可能な行政運営を行うために最新I C Tを積極的に活用し、働き方改革や新しい生活様式に対応した事務改善と事務の高度化を推進します。</p> <p>また、デジタル化に対応する人材育成と情報セキュリティ対策に取り組みます。</p> <p>(1) 行政内部の事務の高度化・効率化 (2) 情報セキュリティの確保</p>
意見提出期間	令和3年1月6日 ～ 令和3年2月8日
備考	

担当：情報政策課 情報政策係
課長 八島 係長 筒井
電話 024-525-3709（直通）

福島市共創のまちづくり推進指針 ～きっかけから実行まで関わりながら取り組みます～

政策調整部

地域協働課


目指す姿	市民、団体、企業、学校、地域、行政等によって「共創のまちづくり」が実践され、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創造するまち		
 ポイント	<p>【共創のまちづくりに取り組む】 共創のまちづくりでは、様々な主体がきっかけから目標設定、地域課題の把握、課題解決に向けた方針作成、そして実行まで関わりながら取り組みます。</p> <p>【共創のまちづくりを推進するための課題と取組方針】 市民や行政が取り組む場合の課題に対して3つの取組方針を示しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【行政が取り組む場合の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前例にこだわることのないまちづくりに対する意識改革 ② 「共創のまちづくり」の機運醸成 ③ 情報の収集と行政情報の発信 ④ 庁内の横断的連携 ⑤ 共創による施策の実践 ⑥ 必要に応じた柔軟なサポート ⑦ 組織体制づくりと人材育成 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【市民、団体、企業、学校、地域等が取り組む場合の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① まちづくり意識のさらなる醸成 ② 自ら取り組む意識の高揚 ③ 主体間の情報共有促進 ④ きっかけから実行までの関わり ⑤ 主体間の連携 ⑥ 人材の発掘と育成 </td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「共創のまちづくり」の意識を高めます ② きっかけから実行まで関わりながら取り組みます ③ 人材の発掘と育成に努めます </div>	<p style="text-align: center;">【行政が取り組む場合の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前例にこだわることのないまちづくりに対する意識改革 ② 「共創のまちづくり」の機運醸成 ③ 情報の収集と行政情報の発信 ④ 庁内の横断的連携 ⑤ 共創による施策の実践 ⑥ 必要に応じた柔軟なサポート ⑦ 組織体制づくりと人材育成 	<p style="text-align: center;">【市民、団体、企業、学校、地域等が取り組む場合の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① まちづくり意識のさらなる醸成 ② 自ら取り組む意識の高揚 ③ 主体間の情報共有促進 ④ きっかけから実行までの関わり ⑤ 主体間の連携 ⑥ 人材の発掘と育成
<p style="text-align: center;">【行政が取り組む場合の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前例にこだわることのないまちづくりに対する意識改革 ② 「共創のまちづくり」の機運醸成 ③ 情報の収集と行政情報の発信 ④ 庁内の横断的連携 ⑤ 共創による施策の実践 ⑥ 必要に応じた柔軟なサポート ⑦ 組織体制づくりと人材育成 	<p style="text-align: center;">【市民、団体、企業、学校、地域等が取り組む場合の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① まちづくり意識のさらなる醸成 ② 自ら取り組む意識の高揚 ③ 主体間の情報共有促進 ④ きっかけから実行までの関わり ⑤ 主体間の連携 ⑥ 人材の発掘と育成 		
意見提出期間	令和3年1月6日 ～ 令和3年2月8日		
備考	※「指針」のため計画期間の設定はありません		

担当：地域協働課 市民協働係
 課長 山田 係長 菅野
 電話 024-525-3731（直通）

福島市住宅マスタープラン ～だれもが安心して住み続けられる住まいを目指して～

都市政策部

住宅政策課

目指す姿	少子高齢化、人口減少社会において、だれもが安心して住み続けられる持続可能な住まいづくりの実現
計画の期間	令和3年度 ～ 令和12年度（10年間） ※概ね5年後に見直し
<div style="display: flex; align-items: center;">  ポイント </div>	<p>① <u>住み慣れた地域で安心して暮らすことができる</u> 良質な住まいづくり 若年世代が定着し子育てしやすい住環境や高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことができる住環境の整備を推進します。</p> <p>② <u>民間と連携した既存住宅の流通と空き家の利活用促進</u> 空き家の発生予防や適正管理に取り組むとともに、移住・定住施策と連携しながら空き家バンクによる空き家の利活用を促進します。</p> <p>③ <u>だれもが安定した生活を送ることができる住まいの確保</u> 民間や福祉部局等と連携し住宅の確保に配慮を要する方の円滑な入居を図りながら、既存ストックの有効活用、計画的な建替えにより必要な市営住宅の供給を維持します。</p> <p>④ <u>地域の特性を踏まえた住環境と災害に強い居住空間の形成</u> 立地適正化計画や中心市街地活性化基本計画等との連携のもと、街なか居住を推進するとともに、激甚化する自然災害に強い居住空間づくりに取り組むなど、地域の特性を踏まえた住環境の形成を目指します。</p>
意見提出期間	令和3年1月6日 ～ 令和3年2月8日
備考	

担当：住宅政策課 住宅政策係
 課長 大岡 係長 菅野
 電話 024-525-3757（直通）